

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
1	居宅介護支援	令和6年4月1日介護報酬改定に係る届出について	<p>①算定の届け出等に係る留意事項について1-資料6 P1 に「既存の届け出項目等についても算定要件等が変更されたものについては改めて届け出が必要となる」と記載があり、別紙P11 13項目で居宅介護支援では、名称変更がされている為、事業所の体制に変更が無くても、新しく届け出必要となるとの解釈で良いですか？</p> <p>②上記届け出に必要な書類は、別紙3-2体制等に関する届出害、別紙1-1体制等状況一覧表、別紙36特定事業所加算…に係る届出書で良いですか？今回の改定で重要事項は変わりますが、別紙様式第2号(四)変更届出書、及び変更前後の重要事項説明書も必要ですか？</p>	<p>①②「情報通信機器等の活用等の体制」から、「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」に名称変更されているだけで、届出しなければ「なし」にそのまま移行されます。体制「なし」ならば、届出しなくても差し支えありません。</p> <p>特定事業所加算については、（別紙36）の様式（内容）が変わっているため、届出をお願いします。貴見のとおり、体制等に関する届出書と、体制等状況一覧表と、別紙36をお願いします。</p> <p>③今回の介護報酬改定で、利用料金等が変更されることに伴う、重要事項説明書の変更については、変更届は必要ありません。ただし、利用者又は家族へ説明し、同意を得ることは必要です。（介護保険最新情報vol.740より）</p>	R6.4.1
2	①全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）、 ②③小規模多機能型居宅介護	<p>高齢者虐待防止措置実施の有無</p> <p>業務継続計画策定の有無</p> <p>認知症加算（小規模多機能型居宅介護）</p> <p>総合マネジメント加算（小規模多機能型居宅介護）</p>	<p>令和6年4月1日介護報酬改定に係る加算、減算についての質問です。</p> <p>①高齢者虐待防止措置実施の有無に関する質問 当事業所はマニュアル、指針の策定、委員会の設置等を実施しているが、提出物等は必要ないでしょうか。また、業務継続計画(BCP)もこの4月より策定を義務付けられています。当事業所ではこちらも策定済みです。提出の必要はないでしょうか？</p> <p>②認知症加算について 当事業所では実践リーダー研修修了者がおります。(IIを算定予定)修了証等の提出は必要ないでしょうか。(別紙44は添付します)</p> <p>③総合マネジメント加算について Iを算定する予定で別紙42を作成しました。特に他に提出物は必要ありませんか？</p> <p>上記の変更も含め、運営規定、契約書、重要事項を変更しました。 その為、変更届出書も含め、それらの提出を行います。現在の所、提出を予定している書類を明記致します。 変更届出書、運営規定、重要事項説明書、契約書、別紙3-2、別紙1-3、別紙42、別紙44、実践リーダー研修修了証、身体拘束指針、高齢者虐待指針、BCP以上です。抜かり等無いでしょうか。</p>	<p>①BCP、虐待防止措置については、特に提出は必要ありません。</p> <p>②認知症介護実践リーダー研修修了証の添付をお願いします。</p> <p>③総合マネジメント加算Iについて、要件を満たすことがわかる根拠書類の提出をお願いします。</p> <p>その他、変更届等、提出を予定している書類の中で、身体拘束指針、高齢者虐待指針、BCPは必要ありません。</p>	R6.4.3

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
3	認知症対応型共同生活介護	人員配置について	令和5年12月21日に人員基準について質問をさせていただき、回答のなかで「利用者が3名になってすぐに介護職員1名分の確保でよいわけではなく、3月経過後の4ヶ月目で可能」とありました。来月4月で利用者様が3名になってから4ヶ月目になります。日中の介護職員1名配置でも可能でしょうか。また、可能な場合必要提出書類等がありますか。	令和5年12月21日回答の解釈通知のとおり、利用者数の平均を算出して人員基準上1名配置で問題なければ構いません。 運営規定や重要事項説明書で、介護従業者の数を〇人以上とされてると思いますが、この人数を下回る場合、変更届が必要です。 付表、勤務体制表、運営規程、重要事項説明書の添付をお願いします。	R6.4.5
4	認知症対応型共同生活介護	計画作成者変更について	計画作成者を変更したいのですが、提出に必要な書類を教えてください。	HPにも掲載していますが、変更届、付表、介護支援専門員一覧、介護支援専門員証の写し、認知症介護実践研修修了証の写し、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表をお願いします。	R6.4.5
5	小規模多機能型居宅介護	生産性向上推進体制加算	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の要件である、入所者全員に見守り機器を使用するとは、どのような状況をもって入所者全員に機器を使用していると判断するのか。 当事業所では、本体：宿泊室9部屋中6部屋に見守りセンサーを設置。また、サテライト：宿泊室4部屋中2部屋に見守りセンサーを設置しているが、このような状況で入所者全員に見守り機器を使用していると判断してよろしいか。	生産性向上推進体制加算Ⅰを算定するにあたっては、見守り機器について、全ての居室に設置することとなっています。また本加算については、原則、加算Ⅱを算定し、一定の期間、加算Ⅱの要件に基づいた取組を進め、加算Ⅰに移行することが想定されています。届出にあたっては、介護保険最新情報vol.1236「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」を参照してください。	R6.4.6
6	認知症対応型共同生活介護	退居時情報提供加算 協力医療機関連携加算	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の中に、新設された「退居時情報提供加算」、「協力医療機関連携加算」が見当たりません。	両加算とも体制等に関する届出は必要ありません。 協力医療機関関連加算を算定するにあたっては、入所者の病状が急変した場合等における医師または看護師の相談体制の確保等について確認を行ったうえで、（別紙3）協力医療機関に関する届出書に記載し、（別紙3）を提出してください。 退居時情報提供加算は、役場に提出する提出物はありませんが、別紙留意事項のとおり、入所者が退所して医療機関に入院する場合、別紙9に必要事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付してください。	R6.4.9

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
7	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	令和6年4月より、医療連携体制加算Ⅱが新設。 令和6年1月末より要件を満たす医療的ケアをされている入居者がいる。算定日が属する月の前3月間において、該当する入居者が1名以上となっているが、4月から算定可能か。 また別紙48-2備考に指定権者から求めがあった場合、速やかに根拠書類を提出することとなっているが、上記例の方は1月末から往診にて処置を、2月から訪問看護を受けているところ、往診についての根拠書類は、施設の受診記録で良いか。	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）により、4月より算定可能です。 また、根拠書類については、加算Ⅱの算定要件を満たす状態であることがわかる書類であれば問題ありません。利用実績と、算定月を整理しておくようお願いします。	R6.4.30
8	小規模多機能型居宅介護	小多機利用初日の別サービスの利用	小規模多機能型居宅介護の利用を開始したその日の午前中に、訪問介護サービスが入っているが、同日から小規模多機能型居宅介護の算定が可能か。	小規模多機能型居宅介護の利用を開始した初日における利用開始時以前に提供されたサービスについては算定可能。	R6.5.20
9	居宅介護支援	特定福祉用具販売	膝関節の伸展拘縮により通常の便座へ腰かけることが困難なため補高便座の購入を検討している方について、ふき取りの不十分さが見られることや、トイレに向かうも間に合わず失禁し汚染することがあるため、ウォシュレット付きの補高便座を希望しているが、福祉用具購入費支給の対象ではない可能性があるため確認したい。	平成12年度介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&Aより、腰掛け便座は家具調やウォームアップ機能付きなど高額なものでも、利用者が選択すれば対象として差し支えないとされているため対象とします。 ただし、福祉用具購入支給申請書の福祉用具が必要な理由欄にウォシュレットが必要な理由も併せて記載をお願いします。	R6.5.22
10	居宅介護支援	特定事業所加算	現在CM常勤3人配置で特定事業所加算Ⅲを算定。R6.6.4にCM1名（A）が他部署に異動（小多機）。Aの出勤は6月は1日のみ。そして6月中旬か7月に他部署からCM1名（B）が異動で当居宅介護支援事業所に配置される予定。 Q：Bがいつから当居宅介護支援事業所に異動になれば、特定事業所加算Ⅲの算定に差し支えないか。	特定事業所加算Ⅲの算定要件は常勤の介護支援専門員を2名配置していることであるが、「常勤」とは当該事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいうものであり、質問のように6月に1日だけ常勤職員を配置していてもこの要件を満たすものとはいえないため、6月の算定は認められない。（厚生労働省に確認済） 新規の介護支援専門員が上記の要件をみたし6月に配置されるならば、算定は可能。	R6.5.28

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
11	居宅介護支援	訪看のリハビリ、通所介護と通院リハビリの併用の可否について	<p>要介護1、R5.1月に腰椎圧迫骨折で入院。リハビリ加療を受け、同年4月に自宅へ退院。介護保険のデイサービスと訪看のリハビリスタッフの訪問にてリハビリ中。</p> <p>最近、整形外科を他の病院に変更した際、骨粗しょう症を指摘され、デイや訪看のリハビリでは心もとなく感じ、通院リハを希望（医療保険の外来リハ）。医師からはケアマネに相談するように言われた。</p> <p>介護保険のリハビリが優先となり、通院リハビリは現状では受けられないという認識でよいか。</p> <p>また、本人が通院リハを強く希望しているが、デイと訪看のリハを中止することで通院リハビリが受けられる可能性があるか。</p>	<p>お見込みのとおり、医療保険と介護保険のリハビリは原則併用ができません。</p> <p>ただし、別々の疾患等に基づいてリハビリが必要という場合には、医療保険と介護保険の併用が可能です。</p> <p>質問の場合、介護保険で利用者が受けているリハビリや訪問看護の医師の指示書を整形外科の医師が把握した上で、別の疾患で医療保険のリハビリが必要であると医師が判断した場合、併用が可能となります。</p> <p>同一疾患によるリハビリのため併用ができない場合、本人の希望で通院リハを選択するしたときは、訪問看護のリハビリは算定ができません。</p>	R6.5.30
12	小規模多機能型居宅介護	入院中の算定	<p>5/7より当事業所に登録があり利用されていた方が、5/23より入院した（2週間の入院予定で、現在も入院中）。入院期間を含めて、初期加算と、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。</p>	<p>登録が継続する以上、算定は可能である。</p>	R6.6.3
13	特定福祉用具販売	福祉用具購入	<p>床段差を解消するための浴室すのこを、利用者宅の浴室に合わせて大工に制作してもらった場合、福祉用具購入費支給の対象となるか。</p>	<p>厚生労働省のQ&amp;Aより、床段差を解消するために作成されたすのこについては支給対象として差し支えない。ただし、物品そのものに係る費用以外（設置・取り付け費用や配送費等）は支給対象には含まれない。また、支給申請書の福祉用具が必要な理由欄へ、オーダーメイドである必要性について明記し、見積書と浴室内に設置した写真の添付が必要。</p>	R6.6.4
14	認知症対応型共同生活介護	管理者の兼務	<p>R6年度報酬改定で管理者の兼務の範囲が拡充されたが、グループホームでケアマネを兼務している管理者が、別のグループホーム（同法人、別敷地）で管理者を兼務してよいか。</p>	<p>令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（vol.4）のとおり、計画作成担当者は、当該GH事業所における他の職務を除き、兼務することができない。このため、令和6年度改正で管理者の兼務範囲は拡充されているところであるが、ケアマネを兼務している管理者が、別グループホームで管理者を兼務することはできない。（厚労省確認済）</p>	R6.6.5

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
15	居宅介護支援	福祉用具購入	<p>要介護2、女性90歳、高齢者自立度J2、認知症高齢者自立度IIIa</p> <p>傷病：アルツハイマー型認知症、再発性脳梗塞、陳旧性脳出血</p> <p>独居。自宅北側の別棟に長女が住んでいる。生活全般において長女の介護必要。食事、金銭管理、服薬、入浴全て介助必要。入浴において自宅は築年数も古く、浴槽も深く入槽も難しい。長女宅はバリアフリー、ユニットバスであり、長女宅にて入浴を行っている。今回介護保険での福祉用具購入希望意向。上記の道具購入希望であるが、自宅ではない場所にての使用は購入はできないのでしょうか。</p>	<p>介護の必要性等の理由により、家族宅が生活の拠点となっている場合は支給対象とする場合もありますが、購入前に福祉用具購入費支給担当者への相談が必要です。また申請時には、福祉用具が必要な理由欄に自宅で生活できない理由や住所を変更しない理由等の記載も必要となります。</p> <p>今回ご質問のケースにつきましては、入浴のみ長女宅の浴室を利用しており、生活の拠点は自宅にあるものと考えられるため、支給対象外となります。</p>	R6.6.7
16	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	<p>令和6年4月より、医療連携体制加算Ⅱが新設。</p> <p>令和6年1月末より要件を満たす医療的ケアをされている入居者がおり、4月から算定していたが、6月末で退所された。ほかに当該加算に該当する対象者はいない。</p> <p>当該加算はいつまで算定が可能か。</p>	<p>令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.1)(令和6年3月15日) 問 148により、10月で前3月における利用実績がなくなることから、10月から算定不可です。</p>	R6.7.3
17	認知症対応型共同生活介護	管理者の兼務	<p>同一建物内に設置している2ユニットの認知症対応型共同生活介護の管理者と訪問介護事業所の管理者を兼務することについて、訪問介護事業所の指定権者が認めれば可能か。</p> <p>※認知症対応型共同生活介護については1ユニットの計画作成担当者を既に兼務している。</p> <p>【根拠】令和6年4月版介護報酬の解釈 指定基準編（赤本）P46及びP615</p>	<p>緑本P439（※）のとおり、計画作成担当者は、当該グループホーム事業所における他の職務を除き、兼務することができない。このため、計画作成担当者を兼務している管理者が、別事業所の管理者を兼務することはできない（厚生労働省確認済み）。</p> <p>※18.5.2介護制度改革information vol.102 事務連絡 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&amp;A〔14〕</p> <p>※事務連絡 介護保険最新情報vol.953「令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について〔24〕</p>	R6.7.4
18	居宅介護支援	デイサービス利用後の入院	<p>デイサービス利用した後、同日午後から〇〇病院に入院する予定の方がいるが、算定が可能か。</p>	<p>算定可能です。</p> <p>ただし、別紙介護サービス関係Q&amp;A（12.4.28事務連絡介護保険最新情報vol.71）のとおり、入所（入院）前に通所介護または通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった計画は適正でないことにご留意ください。</p>	R6.7.9

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
19	居宅介護支援	特定福祉用具販売	ポータブルトイレを使用する本人や後片付けをする介助者（家族）の希望により、排泄物の自動ラップ機能を持ったポータブルトイレの購入を検討している方について、希望のとおり福祉用具購入費支給申請をした場合、支給対象となるか。	令和3年3月9日介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会で、当該用具は介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方において、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うものとして認められており、福祉用具貸与種目ではなく特定福祉用具購入の種目であるとされていることから、支給対象としてよい。 ただし、福祉用具購入支給申請書の福祉用具が必要な理由欄に自動ラップ機能が必要な理由の記載が必要。	R6.7.24
20	認知症対応型共同生活介護	2ユニットから1ユニットに変更する場合について	現在2ユニットで運営をおこなっています。以前、利用者様が減床してから3ヶ月の実績が必要と回答をしていただきました。1ユニットで運営していく場合でも利用者様が減床してから3ヶ月の実績が必要になりますか。	ユニットを減らす場合の人員基準については運営基準に記載がありません。1ユニットに変更する場合、以下の書類の提出をお願いします。 【提出書類について】 ①変更届の提出をお願いします（休止・廃止届は必要ありません。） 変更届の項目については、運営規程に○をしていただき、添付書類で、付表、運営規程、重要事項説明書、勤務体制表をお願いします。また、任意の様式により1ユニットを廃止する理由書、移行する利用者について移行先、移行日を記載したものの提出をお願いします。 ②体制届の提出をお願いします 施設等の区分が1ユニットになることにより、ⅡからⅠになります。 その他加算にも変更があれば届出をお願いします☑体制届は、グループホームについては、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が初日である場合は当該月）から算定が開始となります。（青本P550）※ ★1ユニットになれば基本サービス費が変更となるため、ご家族様等に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得てください。  ※指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号) 第1の1(6)	R6.7.25

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
21	認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅲ	<p>サービス提供体制強化加算Ⅲで介護福祉士が8月に50％に満たない可能性があります。介護員の人員換算について教えて下さい。（当事業所の1日の勤務時間は8時間）</p> <p>①常勤の介護職員の年休は勤務時間として8時間を計算に入れて良いでしょうか。</p> <p>②常勤の介護職員が年休が不足し、欠勤となった場合は勤務時間として計算しないことで良いでしょうか。</p> <p>③常勤の介護職員が8月末で退職するため7月中旬から年休を取っていますが、この場合は7月と8月共に年休は勤務時間に計算しないことで良いでしょうか。</p> <p>④8月にパートの介護職員（介護福祉士）が病欠をしているため、介護福祉士が50％に満たない可能性があります。この場合の届出は何を出せば良いでしょうか。</p> <p>⑤9月以降のサービス提供体制強化加算Ⅲの加算はどのように考えれば良いでしょうか。（介護福祉士のパート職員が勤務できるようになると50％を超える予定）</p>	<p>緑本P282「常勤換算方法」（H14.3.28事務連絡 運営基準に係るQ&amp;A/Ⅰ 常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い）にあるとおり、非常勤の介護職員の休暇や出張の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務時間数には含めません。常勤の従業者の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱うものとします。</p> <p>従って③で8月いっぱい休暇を取得しているのであれば、勤務時間数には含めません。</p> <p>②のように常勤が欠勤となった場合は勤務時間として計算しません（厚生労働省確認済）</p> <p>サービス提供体制加算については（青本P713）解釈通知※にあるとおり、令和6年度に本加算の算定をするにあたっては、前年度（3月を除く）平均を用いることとなります。すなわち、令和5年度（4月～2月）の平均よりⅢを算定しているはずですので、令和6年度の加算に影響ありません。令和7年度の本加算の算定にあたっては令和6年度（4月～2月）の平均より算出し、引き続きⅢをとれるか確認をお願いします。</p> <p>※指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）第2の6(26)①（2(20)④から⑦まで、4(20)②及び5(20)②を準用する。）</p>	R6.9.4
22	認知症対応型共同生活介護	日雇い派遣について	<p>日雇い派遣の方を職員一名で常勤換算に入れることは可能でしょうか。</p>	<p>常勤換算に入れることが可能です。日雇い派遣のような、雇用契約上、非正規職員契約であっても、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達しているならば、介護保険の人員基準上は、「常勤」となります。</p>	R6.9.12
23	地域密着型認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算Ⅱについて	<p>令和6年4月より、医療連携体制加算Ⅱが新設。</p> <p>令和6年1月末より要件を満たす医療ケアをされている入居者がおり、4月から算定していたが、6月11日に退所された。他に加算に該当する対象者はいない。当該加算はいつまで可能か。</p> <p>前3カ月は、月単位で9月末まで加算してよいか、9月10日までの日割り計算になるのか。</p>	<p>本加算は、医療ニーズを有する利用者が可能な限りグループホームで療養生活を継続できるように支援する事業所の体制を評価する加算であるため、前3月間において該当する利用者が1人以上いれば、入居者すべてに対して月単位で9月末まで加算してよい。（厚生労働省確認済み）</p>	R6.10.4

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
24	居宅介護支援	同日の特養利用について	10/2～特養（A事業所）で緊急ショートを利用している。同一の特養で利用を継続しなかったが空きがなく、別の特養（B事業所）のショートを利用することになった。家に帰ることができないため、同日にそれぞれの施設で退所と入所を利用になるが、それは可能か。	可能。 短期入所生活介護の利用日数は原則として利用を開始した日及び利用を終了した日の両方を含むものとされているため、A事業所からB事業所に変更した日については、A・B事業所双方から介護報酬請求を行うこととなる。（R3.3.26事務連絡介護保険最新情報vol.952 問67より）	R6.10.8
25	居宅介護支援	ショートステイの長期利用について	介護老人福祉施設の入所待機者の判定を受け、一般入所目的でそれまでのつなぎとしてショートステイを利用されましたが、一般入所用のお部屋が空かない為、30日を超えての利用を必要とされている方です。 30日を超えての利用について ①31日目の自費利用 ②32日目からのロングショートステイの継続利用の取扱いは可能でしょうか？	可能。 お見込のとおり、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み（31日目）同一事業所を連続30日を超えて利用している方に対して短期利用生活介護を提供する場合、連続30日を超えた日から減算を行う。（青本P360-361）※  ※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第19号)注21・注22、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日 老企第40号)第2の2(26)	R6.10.11
26	通所介護 通所リハビリテーション	住所地以外での居宅サービスの利用	いの町にお住まいの要介護1の方について、急性期の病院で左膝の手術を受けられて、リハビリテーション目的に、回復期リハビリテーション病棟へ入院中です。病院からは、10月中旬に退院をして、次回の11/5の左膝手術の入院に備えてもらいたいと言われ、退院日が迫っています。いの町の自宅は1階が駐車場で、勾配のきつい階段を上って2階に自宅玄関があり、ご本人の身体状況は以前のような生活に戻れる身体状況ではありません。子どもや従姉妹も11/5の再入院まで高知市内にある従姉妹宅で介護保険を利用して過ごしたいとのこと意向です。 病院からも継続したリハビリが必要であるとのこと意見もあります。従姉妹も高齢で腰椎圧迫骨折の既往があり、身の回りの洗濯や食事の準備はできても、入浴等のお世話はできないとのことです。 以上のことから高知市内で在宅サービスを利用してよいか伺います。	ご本人の身体状況から住所地以外の場所を一時的に生活拠点としており、ケアプラン上、その居宅において日常生活を営むために通所介護等が必要とされるのであれば、利用に問題はありません。	R6.10.17

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
27	福祉用具貸与	福祉用具貸与	有料老人ホームに入居中の方です。下肢筋力の低下が著変に見られ、ベッドからの立ち上がりにフラツキがあり転倒骨折の危険性があります。手すりをベッド横に設置し、安定した移動が行えるように、福祉用具貸与は可能ですか？	福祉用具貸与を利用できる方は、居宅で生活を送る要介護認定を受けている方であり、ここでいう居宅には有料老人ホームも含まれます。よって福祉用具貸与は可能です。	R6.10.22
28	訪問看護	訪問看護ステーション（介護保険）の算定が可能か	R6.8月に横紋筋融解症で入院されていた利用者が近々退院され自宅に戻る予定。元々足が悪く、脊柱管狭窄症の既往歴もあり、整形外科の通院リハビリに病院の送迎バスで通われていた。本人は、退院後も通い慣れた整形外科に通い訓練を続けたい意向。 しかし、本人は独居であり、家族も遠方、歩行不安定等の理由から、退院後の一人暮らしに不安を抱えている。暫くは自宅内の環境評価・自宅内での動作訓練が必須であると思われる。訪問看護ステーションのリハビリ（訪問看護：介護保険）を利用しながら、併用して医療保険の通院リハビリが利用可能であるかご回答いただきたい。	医療保険と介護保険の併用は原則できません。 ただし、別々の疾患等に基づいてリハビリが必要という場合には、医療保険と介護保険の併用ができます。 介護保険で利用者が受けているリハビリや訪問看護の医師の指示書を整形外科の医師が把握した上で、別の疾患で医療保険のリハビリが必要であると医師が判断した場合、併用が可能となります。	R6.10.25
29	小規模多機能型居宅介護	長期利用者に対する減算について	短期入所生活介護事業所から小規模多機能型居宅介護のショート利用する場合について、30日以上連続利用の減算の対象になりますか。	短期入所生活介護の長期利用者に対する減額は、青本P361※にあるとおり、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合に適用されるものであるため、減算対象とならない。 ※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日 老企第40号)第2の2(26)	R6.10.25
30	居宅介護支援	暫定プラン中、亡くなった場合、認定後計画書	区分変更中に死亡された方について、現在介護3の方ですが、暫定プランを介護4で作成し、死亡前にサービス利用していました。認定後、介護4と違った場合、どちらにしても認定済みの計画書を作成し、ご家族に署名代筆いただく必要がありますか？ 色々調べたところ市町村に確認するようにとのことでしたので、よろしく申し上げます。	区分変更申請時より暫定プランで亡くなる日までサービス利用していたのであれば、認定決定後、計画書を作成し、ご家族に署名代筆をいただくことが必要だと考えます。	R6.10.31

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
31	居宅介護支援	要支援者が要介護認定を受けた場合の初回加算算定可否について	区分変更申請により要支援から要介護へ認定が変わった方について、居宅サービス計画を作成する場合、新規の作成として取り扱うこと（初回加算の算定）ができるか。	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）問6にあるとおり、指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できる。	R6.11.7
32	居宅介護支援事業	福祉用具の購入について	いの町に住所のある方です。自宅で転倒され入院。8月19日に退院。入院前から体調不良などの時は町外の娘さん宅に泊まって同市の病院へ通う習慣があったため、今回も娘さん宅に身を寄せています。いの町では一人暮らしになるため転倒の危険もあるので、今すぐにはいの町に帰せません。今回、娘さんが自宅でシャワー浴できるようにとシャワー椅子の購入を希望されていますので、介護保険適用をお願いしたいです。今は退院して在宅生活の立て直しをしているところで、先々の町に帰せるかどうか不明の仮住まいですので、住民票動かさず、いの町のままでお願いしたいそうです。	原則、自宅（住民票上の住所）で使用することを目的としているため、自宅以外での使用を目的とする場合は支給対象外となります。しかし、介護の必要性等の理由により家族宅が生活の拠点となっている場合は、家族宅を生活の拠点としてケアプランが作成されており、当該の家族宅において福祉用具を使用する場合は支給対象となります。 なお、福祉用具購入費支給申請書の福祉用具が必要な理由欄に自宅で生活できない理由や住所を変更しない理由等の記載も必要です。	R6.10.2
33	居宅介護支援事業	福祉用具の貸与について	いの町に住所のある方です。現在、町外の娘さんの家に身を寄せています。（前回、シャワー椅子の購入を希望された方です）体調も回復し、歩行器で自宅内や外歩きも何とかできるようになりました。ところが、娘さん宅の敷居に歩行器が突っかかりその拍子に転倒するということが起こるようになりました。このため、段差解消のスロープを貸与したいと考えます。なお、以前に申請したように一時的に娘さん宅にいる方です。よろしくご検討いただければ幸いです。	福祉用具貸与は、居宅における日常生活上の課題を解決すべき手段として選定されるものであるため、原則として生活の本拠たる居宅以外では算定できません。ただし、ご本人の身体状況から住所地以外の場所を一時的に生活拠点としており、ケアプラン上その居宅において日常生活を営むために福祉用具貸与が必要とされるのであれば、利用に問題はありません。	R6.11.28
34	居宅介護支援	福祉用具貸与	現在パーキンソン病の方が室内用歩行器を利用中。屋外に出るのに、環境面から違う機種歩行器が必要と考え、歩行器を2台貸与したい。 居宅において自立した日常生活を営むために必要と考えるが可能か？	ケアプラン上、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むために必要とされるものであれば可能です。ただし、複数貸与が必要な理由を十分に検討したうえで、居宅サービス計画に理由を明確に記載してください。	R6.12.16

介護保険事業所からの質問回答集（令和6年度介護報酬改定以降から）

No.	サービス種別	項目	質問	回答	回答日
35	福祉用具貸与	福祉用具貸与に係る給付の可否について	<p>住所地特例により、町外の有料老人ホームに入居していた被保険者が、町外病院での入院を経て看取りの様相となったため、町外にある孫宅へ転居した。翌日、孫宅へ特殊寝台及び床ずれ防止用具を福祉用具貸与により導入するも、さらにその翌日に被保険者が死亡した。</p> <p>住民票を孫宅のある市に移し、同市の被保険者として給付を受けることとしていたが間に合わず、住所地特例対象の有料老人ホームにも居住していない状況となってしまったが、いの町へ請求することは可能か。</p>	<p>住所地特例対象の有料老人ホームにおいて提供されたサービスについてのみ給付の対象となります。今回ご質問の孫宅での福祉用具貸与については、住民票の異動の状況に関わらず、現に孫宅へ転居された時点で保険者がいの町でなくなっているため請求できません。</p>	R7.1.10
36	小規模多機能型居宅介護	区分変更で要介護から要支援になった方の初期加算について	<p>区分変更申請によりR7.1.1から要介護から要支援へ認定が変わった方について、R6.12.24からサービス開始をしているが、1月から引き続き初期加算を算定していいか。</p>	<p>区分変更で初期加算算定期間の30日以内に切り替わった場合には、予防と介護合わせて30日の範囲で初期加算を算定可能です。</p>	R7.1.23